専有部分工事許可願い

年　　月　　日

日野平山台住宅管理組合法人
　理事長　様

　下記の通り専有部分の工事を行いますので許可をお願いします。
　なお、本工事により共有部分または他の区分所有者の専有部分に損傷または汚損を与えた場合、速やかに原状に復旧いたします。

工事号室	号室			
申込者氏名	印			
申込者連絡先	（緊急時に連絡の取れる電話番号）			
占有者氏名	（申込者と同一の場合不要）			
区分所有者氏名	（申込者と同一の場合不要）			
工事実施期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで			
工事内容				
施工業者名				
施工業者責任者氏名				
施工業者連絡先	（緊急時に連絡の取れる電話番号）			
工事に関係する号室および居住者承認印	上階	下階	左隣り	右隣り
添付書類	次ページの添付書類リストで確認　　☐ 確認しました			
注意事項	次ページの注意項目リストで確認　　☐ 確認しました			

1. 工事開始の1週間前までに、本許可願を提出し承認を得てください。
2. 緊急工事の場合は、できるだけ速やかに本許可願を提出してください。

代表理事	設備担当

■　工事願い提出時に添付する書類

書類	備考	管理組合確認欄
施工図面		
工程表		
養生計画書		
資材搬入計画書		
廃棄物搬出計画書		
工事のお知らせ	・掲示板用　Ａ４サイズ　３枚	
保証書	・管理組合書式あり・施工業者の書式可	

■　各工事における注意事項

工事箇所	注意事項	施工業者確認欄
資材搬入出	・　資材の搬入出は、駐車場側のスロープを使用すること。資材搬入出時に使用できる臨時駐車スペースあり	
トイレ	・　便器の取り外しまたは交換を行う場合は、便器結合部のフランジを交換すること ・　既設配管と便器結合部のシーリング剤塗布および便器設置には充分に注意すること ・　担当役員から施工上の注意事項について説明を受けること ・　既設の排水管に変更を加える場合は、排水管ライニング施工業者（東京トルネード）の立合いが必要となる	
給排水管系	・　給排水管系の変更を伴う工事については、変更内容が容易に判るように詳細を明記すること	
浴室	・　床に埋設された排水管の位置変更は認められない ・　既設の排水管に変更を加える場合は、排水管ライニング施工業者（東京トルネード）の立ち合いが必要となる。	
ボイラースペース	・　ボイラースペースに電源コンセントを追加設置する場合は、接地端子付きの防水タイプとすること ・　煙突はボイラースペースの扉前面から10～15cm程度突出させること ・　ボイラースペースに電源コンセントを追加設置する場合は、接地端子付きの防水タイプとすること	

■ 各工事における注意事項（続き）

ボイラースペース（続き）	・ 煙突はボイラースペースの扉前面から10～15cm程度突出させること ・ 煙突とボイラースペース扉梁部分および内壁面とは５cm程度のスペースを設けること ・ 煙突の排気部分は直線として曲げないで、排気部分にパネルなどの工作物は設置しないこと（１号室、４号室～８号室） ・ 煙突の排気部分は、30度程度曲げて排気すること（排気方向＝２号室：１号室側、３号室：４号室側、９号室：８号室側）	
玄関ドア・サッシ類	・ 玄関ドア、サッシ類は、共用部分の占有利用なので、個々に変更改造することはできない	
エアコン	・ 既設の配管口を使用すること ・ エアコン室外機は、ベランダに吊り下げ方式で設置すること ・ １号室、９号室の出窓へのエアコン室外機設置は認められていない。1002号室、1102号室も同様	
火災報知器	・ 各部屋に設置されている火災報知器は、据え付け型だけでなく電池式住宅用型も管理組合が購入・管理しているものです。 ・ 天井・壁などの工事の際、取り外した場合でも現状復旧させてください。 ・ 必要によって、電池式住宅用を交換する場合は、定期的な電池交換に支障がでないよう、同等品とすること	
TV端子	・ TV端子の配線は、上下階とのカスケード接続となっているので、基本的な接続構成は変更しないこと ・ １階および６階のTV端子は、端末用タイプを使用すること ・ ２階～５階および７階～11階のTV端子は、中継用タイプを使用すること ・ TV端子配線の変更作業を行う場合は、下階に事前連絡すること（別表参照）	

別表：TV端子工事で影響の出る範囲

１階	なし
２階	１階
３階	１階～２階
４階	１階～３階
５階	１階～４階
６階	なし
７階	６階
８階	６階～７階
９階	６階～８階
10階	６階～９階
11階	６階～10階